

理工学部理工学研究所研究員の受入れに関する内規

平成20年 3月13日制定

平成20年 4月 1日施行

平成24年 7月12日改正

平成24年 4月 1日施行

(趣 旨)

第1条 この内規は、日本大学研究員規程第17条に基づき、理工学研究所研究員（以下「研究所研究員」という）の受入れについての必要事項を定める。

(受入れ申請)

第2条 研究所研究員の受入れを希望する場合、次の書類を整え、受入れ研究者が所属する学科主任等所属長の了解を得て、理工学研究所長（以下「研究所長」という）に申請する。

- ① 受入申請書
- ② 履歴書
- ③ 研究計画書
- ④ その他研究所が必要と認める書類

(受入れの決定)

第3条 研究所研究員の受入れについては、理工学研究所運営委員会の議を経なければならない。

(委 嘱)

第4条 研究所研究員の受入れは、担当会議で審議の上、担当・主任会議、教授会に報告し、理工学部長の意見を聴いて研究所長が研究所研究員を委嘱する。

(委嘱期間)

第5条 研究所研究員の委嘱期間は、1年以内とする。ただし、当該研究プロジェクト等が終了するまでの期間を限度として再委嘱を妨げない。

(手当等)

第6条 研究所研究員の手当等は、原則として当該研究プロジェクト予算から支出する。

- 2 研究所研究員の手当支給額は、月額50万円を上限とし、毎月支給する。
- 3 通勤手当・退職金その他の手当は、支給しない。

(旅費交通費)

第7条 出張旅費交通費の支給は、日本大学出張旅費規程の助手扱いとする。

(所 管)

第8条 研究所研究員に関する事務は、研究事務課が行う。

附 則

- 1 この内規は、平成24年4月1日から施行する。

- 2 平成 15 年 4 月 1 日施行の日本大学理工学研究所研究員に関する内規及び平成 15 年 4 月 1 日施行の日本大学理工学研究所研究員の手当等に関する取扱は、廃止する。